

昭和十九年四月十一日

内務次官 印

通信院總裁 印

昭和十九年三月二十五日

内務省警保局警務課長

露府編警察（警務）部長殿

警察通信施設ノ統合強化ニ關スル件

決戦下警察通信ハ愈々重要性ヲ加ヘ其ノ施設ノ整備ハ甚ニ緊要ナルモノアルニ拘ラズ所要物資等ハ益々逼迫ヲ告ゲ新規擴充ハ固ヨリ尋常保守上ニモ著シク支障ヲ及ボシ自然機能ノ低下ヲ免レザルモノアルハ道山トスル所ニ有之候處更ニ政府ニ於テハ戦争遂行上新ナル要請ニ依リ國土防衛通信網ノ急速ナル完成ニ迫ラレツツアリ之ガ爲ニ

ハ相當多量ノ資材ヲ必要トシ現在勸助計畫上其ノ入手ハ殆ト不可能ニ近ク之ガ打開ノ要アリ旁々今般別案ノ通通信院ニ於テ我國ニ於ケル電氣通信設備ノ動員整備ヲ行ヒ要員、物資、資金等ノ徹底的經濟化ヲ圖ルト共ニ非常時ニ於ケル各總施設ノ綜合利用ヲ可能ナラシメ以テ緩上ノ要請ニ應スルコトニ關議決定相成ルベキ見込ニ有之候警察通信施設ニ於テモ之ヲ專屬施設トシテ存置スルノ利益點渺カラザルモノアルハ固ヨリナルモ今次國土防衛通信網ノ造成ノ種メテ緊要ナルモノアルヲ認ムルト共ニ一面本指重決定後ニ於テハ警察側ニ於ケル資材ノ入手ハ愈々困難ヲ加フベク又現在警察通信施設中ニハ空襲時ニ於テ弱點ヲ藏スル部分亦渺カラズ寧ロ必要ナル條件ヲ附シテ之ヲ通信院線路ニ綜合スル方適當ナルモノト認メ別紙ノ通修正意見

及内務次官通信院總裁申合事項ヲ提示シ本件關議決定案ニハ當省トシテ根本的留保ハ行ハザルコトニ決定相成候本案決定ノ上ハ其ノ實施ニ關シ更ニ各總府縣ト具體的協議ノ豫定ニ有之候行共謀メ別紙御檢討ノ上御策劃考慮相成度候
尙其ノ實施ハ通信院側ヨリ確實ナル代替專用通話回路ノ提供ヲ俟テ逐次行ハルルモノニシテ完了迄ニハ相當期間ヲ要スベキモノト認且ハ現下警察上未嘗有ノ緊要時ナルニ鑑ミ本件決定後ト相モ統合完了迄ハ經常保守ハ勿論必要ナル整備ニ付テハ遺漏ナキナ別セラレ度ク併セテ申進候也

電氣通信設備ノ動員整備ニ關スル件（案）

第一、方針

本邦ニ於ケル電氣通信設備ノ動員整備ヲ行ヒ、要員、物資、資金ノ徹底的經濟化ヲ圖ルト共ニ非常時ニ於ケル各種施設ノ綜合的利用ヲ可能ナラシメ以テ戰時下國家ノ重要通信施設特ニ國土防衛通信網ノ急速ナル完成ヲ期セントス

第二、要領

(一) 有線設備ノ統合整理ヲ行フ

各種有線設備ノ統合整理ニヨリ主要物資ノ回收活用ヲ圖リ以テ施設ノ強化、機能ノ向上ヲ期スルト共ニ、空襲具ノ他大災害ニ對應スル鞏固ナル通信系統ヲ整備スル爲メ措置ヲ講ズ

(1) 主要區間回線ノケーブル化

市外ケーブル網改造工事ヲ促進シ之ニ各處電氣通信ノ主要區間回線ヲ統一收容ス

(2) 短距離區間回線ノ線路統一

短距離區間ノ回線ハ原則トシテ通信院線路ニ統一ス

(3) 市街地線路ノ統一

市街地ニ於ケル通信回線ハ原則トシテ地下線路ニ統一ス

(4) 無線設備ヲ整備シ運用ヲ統制ス

非常災害時ニ於ケル無線通信機能ノ活用ヲ全カラシメ以テ通信連絡ノ絕對確保ヲ期スル爲重要地ニ對シ超短波多重通信施設其他非常用無線設備ノ擴充整備ヲ圖ルト共ニ無線通信ノ運用ヲ統

制ス

(5) 非常時ニ於ケル施設ノ綜合的利用ヲ圖ル

並其ノ他非常事變ニ對照シ各處有線通信施設ヲ綜合一體的ニ利用シ得ル如ク之ガ計畫並ニ施設ヲ爲ス

(6) 施設計畫ノ綜合調整ヲ強化ス

國家ノ重要通信施設時ニ國土防衛通信網ノ最重點的整備ヲ行フ爲、各處有線通信施設計畫ノ綜合調整ヲ強化ス

(7) 施設ノ維護保守ヲ一元化ス

技術ノ統一向上及施設、復舊工事ノ迅速化並ニ安良、物資、資金ノ徹底的經濟化ヲ圖ル爲、各處電氣通信施設、建設保守ハ原則トシテ之ヲ一元化ス

第三 措置

- (一) 本妥領ノ實施ニ依リ回收シ得ル主要物資ハ國土防衛通信施設ノ整備ニ優先的ニ充當ス
- (二) 本妥領ノ實施ニ當リテハ各縣ノ業務運行ニ必要ナル通信専用ニ付支障ヲ來サシメザル如ク措置スルモノトス

電氣通信設備ノ動員整備ニ關スル件ニ對スル 内務省管保局
修正意見

第三 措置ノ(一)ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フルコト

- (三) 本妥領ニ依リ回線ヲ通信線ニ移置シタル場合ニ於テハ現在線路ノ有スル綜合的且特殊の機能ヲ保持スルニ必要ナル迴路回線ヲ當該縣ニ專用セシムルモノトス

本件閣議決定中左ノ事項ヲ定ムルモノトス

運輸通信大臣勅信施設整備ニ關スル年次又ハ臨時のナル計畫ヲ定ムル場合當該通信施設ニ關スル事項ニ付テハ内務大臣ニ協議ノ上之ヲ爲スモノトス

電氣通信設備ノ動員整備ニ關スル件
內務次官、通信院總裁申合事項（案）

內務省警保局

前編ノ件ニ關シ當省關係事項ニ付テハ左記ノ通諒解乃至實施スルモ
ノトス

記

一、第一方針中國土防衛通信網中ニハ警察、防空通信施設ヲ包含ス
ルモノトス

二、統合整理ヲ行フベキモノハ現在警察電話線ノ全部トス

三、無線設備ノ整備ニ關シテハ從來ノ內務省警保局無線施設計畫
ノ趣旨ノ實現ニ努ムルモノトス

四、無線設備ノ整備統制ハ現ニ警察ニ許容セラレアルモノ及之ト同

性質ノモノノ將來ノ整備ニ支障ヲ與フルニアラザルモノトス

(例ヘバ警視廳本廳ト移動自動向トノ無電、水上警察署ト見張トノ無線ノ如キモノ)

五、警察通信施設ノ整備及運営ノ改善等ニ關スル事項ハ移管後ニ於テ七内務省及法務廳ニ於テ計畫ヲ設定シ通信既ニ之ヲ提示スルモノトス

六、非常災害時又ハ停滯時ノ修理、應急復舊ハ警察通信ニ供與ノ回線ニ付テハ最優先的ニ取扱フモノトス

七、警察上ノ必要ニ基ク緊急ナル通信需要(特高、災害、通舎ノ臨時移轉其ノ他ノ臨時緊急ナル通信需要ノ如キ)ニ付テハ緊急施設其ノ他必要ナル措置ヲ講ズルト共ニ事宜ニ依リテハ警察例ニ於テ臨時架設等ヲ行フコトアルモノトス

八、移管ニ依リ専用スル回線ニ付テハ警察業務ノ特殊性ニ應ジ必要ナル指令通信、同時通話、自動直結、寫真電送其ノ他ノ特殊運用ニ支障ナカラシムルモノトス

九、統合ニ伴フ費用料其ノ他ノ所要経費ハ現在ニ於ケル實質上ノ支辨經費ヲ超ヘザル範圍ニ於テ且財政上容易ニ負擔シ得ル程度ニ止ムルモノトス

一〇、前記五、七、八等ノ事項ノ實施ニ付必要ナル職員、資材等ハ依然之ヲ警察例ニ存置スベキモノトス